

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、主に「C」（以下「事業場」という。）において、旅館の清掃メンテナンス業務に従事していた。
- 2 請求人によると、事業場は傾斜地にあり、坂道を上り下りしなければならず、長年にわたり、各部屋のアメニティ補充交換作業、掃除機掛けや風呂清掃等と併せ、布団等の重量物の運搬をしていたため、膝に炎症を起し、水がたまるなどの症状が出たという。請求人は、平成〇年〇月〇日、D病院に受診し「左膝変形性関節症、右膝半月板損傷、右膝変形性関節症」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁

(略)

#### 第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、本件疾病は、業務が原因となって発症した、又は、業務により自然経過を超えて著明に増悪した旨主張しているので、以下検討する。
- (2) 労災保険において、関節等の運動器官に過度の負担が加わることによって局部に病的状態を生ずる疾病については、重量物を間断なく扱う重筋作業にかかる業務又はこれに匹敵する程度の身体局所に過度の負担が、急激に、あるいは持続的に加わるような重激な業務である場合に要件を満たすとして、業務により発症したものと推定されることとなっている。そこで、請求人が従事した業務内容についてみると、一件記録を精査するも、これらの業務に匹敵するような重激な業務であるとは認め難いものである。
- (3) 本件疾病について、E医師は平成〇年〇月〇日付け労災意見書において「画像上、両膝関節の変形は軽度である。加齢等による変化を超えて進行した関節変形とは考えられない。高度の肥満があることから、日常生活活動のみでもこの程度の膝関節変形は十分に起こりえる。したがって、業務が主因となって発症したものと考えることはできない。」旨述べ、F医師は、同年〇月〇日付け意見書において「年齢による変形と、他に肥満（〇cm、〇kg）も多少負担の原因と考える。」旨述べている。
- (4) 以上のように、請求人の本件疾病は、通常の日常生活においても症状が出現する可能性が高いものであり、また、仮に請求人の主張するような作業動作が、当該症状を悪化させる要因になったとしても、それは機会原因に過ぎないと判断することが相当であり、当審査会としては、業務が相対的に有力な原因となって発症ないしは自然経過を超えて著明に増悪したものと認められないものと判断する。

(5) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のおり裁決する。